

話し合いのテーマは様々です

離婚

面会交流

婚姻費用

親権

養育費

…等

♣これから、お二人の夫婦関係をどうするかという大切な話し合いが始まります。話し合いのテーマは様々だと思いますが、お子さんのいるお二人は、お子さんのために、親権や面会交流などのテーマを話し合い、お二人で結論を導き出す必要があります。

♣♣私たち調停委員会（裁判官＋調停委員）は、お二人の話し合いが充実したものになるよう、お手伝い（進行）させていただきます。

子の福祉（利益）

♣お二人の話し合いの結果は、色々な面でお子さんに影響を与えます。  
特に、親権や面会交流などお子さんに直接関係してくるテーマについては、「お子さんの幸せを優先し、お子さんへのしわ寄せを最小限にすること」を一番に考えて話し合うことが大切です（「子の福祉」や「子の利益」と言うことがあります。）。

♣♣お二人とも、このことを一番に考えていただければ、最初は具体的な意見に多少の食い違いがあっても構いません。

♣♣♣お子さんに直接関係するテーマについて、お二人と私たちとが「お子さんの幸せを優先し、お子さんへのしわ寄せを最小限にすること」を共通の課題と考えると、今できるベストな話し合いをしていきましょう。

### Cシート ～お子さんのいるお二人の話し合い～

お子さんのことが話題になるとき、お子さんのことで気がかりなとき、いつでも読み返してみてください。

●裁判所ホームページ上で、離婚や面会交流をめぐる調停手続に向けて、父と母として子どものために配慮したい事項を説明した動画を配信しています。御参考にしてください。

裁判所トップページ(<http://www.courts.go.jp/>)  
→動画配信→ビデオ「離婚をめぐる争いから子どもを守るために」

## 親権

♣お二人が離婚という結論を選択する場合、お父さんかお母さんかどちらか一人に親権者を決めなければなりません。

♣♣親権者を決めることは、お子さんの養育について第一次的な責任者を決めることです。当然のことながら、親権者であっても、親権者でなくても、お子さんにとってはかけがえのない親であることに何ら変わりはありません。

♣♣♣親権者になれる親御さんは、お子さんが20歳になるまでの間、お子さんのために身の回りのことをし、お子さんに代わって契約を結び、財産を管理するなど、重要な法的責任を負うことになります。親権者になれない親御さんも、お子さんのために責任を負っており、親権者による養育に一定の協力が必要になる場合があります。

## 面会交流

♣お二人が既に別居をされている場合、又は今後別居をすることになる場合、お子さんと離れて暮らす親御さんの面会その他の交流というテーマを話し合うことが必要になります（これを「面会交流」と言います。）。

♣♣お二人の別居等によって、お子さんは不安や戸惑いを感じているかもしれません。

お二人がどのような結論を出すにしても、お子さんが離れて暮らす親御さんともきちんとつながっていることを実感する時間を用意することが、お子さんへのしわ寄せを最小限にする一番の方法です。

♣♣♣私たちは、このテーマをとても大切に考えています。ですから、できるだけ早い段階から話合いのテーマとして取り上げていきます。

お子さんを混乱させたりしないため、きちんと長く交流が続けていける約束を目指しましょう。

## 子の意思の把握・考慮

♣お二人の話合いの結果は、色々な面でお子さんに影響を与えます。お子さんは、お二人とは異なる気持ち（意向や心情）を抱きつつ、お二人のことを見守っているかもしれません。

♣♣私たちは、お二人の話合いをお手伝いするに当たって、お子さんの気持ち（「子の意思」）を把握し、考慮しなければなりません。

そのため、お二人には、お子さんの生活状況、お子さんの言葉や態度、それらから想像できるお子さんの気持ちなど、お子さんのことをいろいろ聴かせてもらいます。

また、お子さんの年齢や状況に応じて、お子さん自身がどのような気持ちでいるのかを知るために、家庭裁判所調査官による調査やその他の方法を用いることがあります。

♣♣♣お子さんの気持ちをしっかりと受け止め、十分に尊重することが「お子さんの幸せを優先し、お子さんへのしわ寄せを最小限にすること」につながるはずです。